

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和4年10月28日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 尾持 美江
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和5年度税制改正要望

毎年12月に政府から公表される税制改正大綱の下地となる令和5年度税制改正要望が、各府省庁より8月末に取りまとめられ出そろいました。今回はこのうち身近なものをピックアップしています。なお、あくまでこれらは要望であり、税制改正の対象となるか検討されるもので、必ずしも改正されることではないことに留意ください。

1. 各府省庁からの要望

		【ポイント】～簡素で分かりやすく、使い勝手の良い制度に～																												
金融庁	NISAの抜本的拡充	<p>【現行NISA制度の概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>つみたてNISA</th> <th>一般NISA※1</th> <th>ジュニアNISA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資可能期間</td> <td>2042年まで</td> <td>2028年まで</td> <td>2023年まで</td> </tr> <tr> <td>非課税保有期間</td> <td>20年間</td> <td>5年間</td> <td>5年間※2</td> </tr> <tr> <td>年間投資枠</td> <td>40万円</td> <td>120万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>非課税限度額</td> <td>800万円</td> <td>600万円</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>対象商品</td> <td>長期の積立・分散投資に適した株式投信</td> <td>上場株式、ETF、REIT、株式投信</td> <td>上場株式、ETF、REIT、株式投信</td> </tr> <tr> <td>対象年齢</td> <td>20歳※3以上</td> <td>20歳※3以上</td> <td>20歳※3未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)制度の恒久化、(2)非課税保有期間の無期限化、(3)年間投資枠・非課税限度額の拡大、(4)安定的な資産形成を促進する観点から、長期・積立・分散投資によるつみたてNISAを基本としつつ、一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠（仮称）※」を導入、(5)つみたてNISAの対象年齢を未成年者まで拡大※非課税限度額の内枠として、①既に積み上げた資産（預貯金）によるキャッチアップ投資や、②企業の成長を応援するため、上場株式や一定の商品性を持った株式投信等への投資を可能とする</p>		つみたてNISA	一般NISA※1	ジュニアNISA	投資可能期間	2042年まで	2028年まで	2023年まで	非課税保有期間	20年間	5年間	5年間※2	年間投資枠	40万円	120万円	80万円	非課税限度額	800万円	600万円	400万円	対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	対象年齢	20歳※3以上	20歳※3以上	20歳※3未満
		つみたてNISA	一般NISA※1	ジュニアNISA																										
投資可能期間	2042年まで	2028年まで	2023年まで																											
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間※2																											
年間投資枠	40万円	120万円	80万円																											
非課税限度額	800万円	600万円	400万円																											
対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信																											
対象年齢	20歳※3以上	20歳※3以上	20歳※3未満																											
	金融所得課税の一体化	損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大																												
経済産業省	中小企業者等の法人税率の特例	現行の軽減税率（所得800万円まで19%→15%に軽減）の適用期間を2年間（令和7年3月末日まで）延長																												
国土交通省	空家の発生を抑制するための特例措置	<p>相続日から起算して3年を経過する日の属する年末までに、相続の開始の直前までに被相続人が住んでいた家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り）を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震改修をしたものに限り、その敷地を含む。）又は除却後の土地を譲渡した場合には、その譲渡所得から3,000万円を特別控除</p> <p>(1)4年間（令和9年12月末日まで）延長、(2)売買契約等に基づき譲渡後一定期間内に耐震改修工事又は除却工事が行われる場合、工事の実施が譲渡後であっても適用対象</p>																												
内閣府	結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税の非課税措置	<p>直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする特例措置</p> <p>適用期間の2年間（令和7年3月末日まで）延長</p>																												
文部科学省	教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	<p>直系尊属（贈与者）が子・孫（受贈者30歳未満に限る。）の口座等を開設し、教育資金管理契約に基づき贈与した場合、贈与時には1,500万円までは贈与税が非課税となる。契約終了時に贈与税の精算が行われ、残高及び教育資金以外の支払分は、贈与税が課税される</p> <p>(1)適用期間の2年間（令和7年3月末日まで）延長、(2)条件付きで非課税限度額を2,000万円まで拡大、(3)教育関連団体等への寄附等、一定の資格・検定も非課税へ</p>																												

2. まとめ

この他にも全体として中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除10%）の見直し、中小企業投資促進税制（特別償却30%又は税額控除7%）の延長など地域経済と雇用を担う日本企業の90%以上を占める中小企業の支援と活性化の為の要望や、NISAやiDeCoに代表される貯蓄から投資へシフトへ舵を切る方向への要望が多いようです。令和5年度税制改正要望のうち身近なものに焦点を当て紹介してまいりましたが、興味があるものがありましたでしょうか。税制改正についてより身近に感じていただけたら幸いです。